

入 札 説 明 書

令和 5 年度

千葉市出資団体監査等支援業務委託

千葉市監査委員事務局行政監査課

令和5年8月1日千葉市公告第676号により公告した、令和5年度千葉市出資団体監査等支援業務委託の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 委託名
令和5年度千葉市出資団体監査等支援業務委託
- (2) 履行場所
千葉市中央区千葉港1番1号 他
- (3) 委託期間
契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

2 競争参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和4・5年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者
 - イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの
 - オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加申出書の提出期間最終日から入札日までの間に受けている者
 - カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
 - キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの
 - ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの
- (3) 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第3項に基づく監査法人または同法第43条第1項の日本公認会計士協会に登録されている公認会計士であること。
- (4) 平成30年度から令和4年度までに、地方自治法第199条第7項に基づく出資団体監査業務を履行した実績を有する者であること。
- (5) 令和4年度以降に、監査対象出資団体と利害関係を有していない者であること。

3 入札参加申出書の提出

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加の申し出をしなければならない。

- (1) 提出期間 公告の日の翌日から令和5年8月17日(木)まで
(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時00分から午後4時30分まで)
- (2) 提出場所 千葉市監査委員事務局行政監査課(千葉市役所本庁舎高層棟10階)
- (3) 提出書類 入札参加申出書
- (4) 提出方法 持参

4 質問回答

- (1) 当該業務の仕様に関する質問

ア 質問方法

令和5年8月17日(木)までに、後記9の契約事務担当課宛、別紙「仕様書に関する質問回答書」を電子メールにて提出すること。

イ 回答方法

質問に対する回答は、千葉市「入札情報等」ポータルページ(http://www.city.chiba.jp/business/hatchu/nyusatsu_joho/index.html)の「発注情報一覧」内の「業務委託」の当該案件のリンク先に、令和5年8月22日(火)までに掲載する。

- (2) その他、入札参加申出書の提出及び入札手続等に関する質問

平日の午前9時から午後5時までの間に、後記9の契約事務担当課へ電話で問い合わせること。

5 入札手続等

- (1) 入札・開札の日時及び場所

日 時 令和5年8月28日(月) 午後2時00分

場 所 千葉市役所本庁舎高層棟10階 M会議室1001

- (2) 入札方法

ア 入札書の提出方法

入札者は、原則として、前記(1)の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書をもって商号又は名称及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。

ただし、郵便による入札の場合は、二重封筒とし、入札書及び後記ウ(ア)積算内訳書を、商号又は名称及び入札件名を記載した中封筒に入れて密封の上、表封筒に「入札書在中」と朱書して、後記9の契約事務担当課宛とし、日曜日、土曜日及び休日を除く入札日前日の午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。

イ 入札書に記載する金額

入札金額は、当該業務委託の履行に要する人件費のほか、一切の諸経費等を含めて見積もること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、以下の書類を提出すること。書類の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

(ア) 積算内訳書

(人件費の時間単価が確認できるもの、ただし、後記(4)の落札候補者のみ提出)

(イ) 委任状(代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ提出)

(3) 入札保証金

要(ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条第1項に該当する場合は、免除とする。)

(4) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。落札候補者の入札参加資格確認の結果、入札参加資格があると認めた場合は、当該候補者を落札者として決定する。

ただし、入札金額が最低制限価格に満たない場合は、失格とする。

(5) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

(6) 前記(4)の入札参加資格の確認にあたっては、落札候補者は、入札日の翌日(翌日が日曜日、土曜日及び休日にあたるときはその翌日)の午後5時までに、以下の書類を提出すること。期限までに提出がない場合、当該入札は無効とする。

ア 委託業務経歴書

イ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、「市税完納及び特別徴収に関する証明書」(写し可。証明日は、公告日から3か月以内であること。)

6 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない(入札の際に、委任状を提出すること。)

7 再度入札の実施

(1) 再度入札の回数は、1回とする。

(2) 再度入札には、1回目の入札において入札が無効、失格又は未入札となった者、開札に立ち会わなかった者は参加できないものとする。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

要(ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。)

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

千葉市契約規則、入札約款、入札の心得は、後記9の契約事務担当課で閲覧できる。

9 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市監査委員事務局行政監査課総務班

電話 043-245-5495

e-mail gyoseikansa.AI@city.chiba.lg.jp